

藤沢市教育応援基金条例の制定について
藤沢市教育応援基金条例を次のように定める。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市教育応援基金条例

（目的及び設置）

第1条 次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市教育応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（積立て）

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄附金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、次に掲げる事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 奨学金事業

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成する事業

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図るため、給付型奨学金制度をはじめとする事業に必要な原資を確保するための基金を設置する必要による。